

令和5年 第4回 委員会議題

令和5年3月30日

1 議案

- 議案第19号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第20号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第21号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第22号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について
- 議案第23号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻の変更について
- 議案第24号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第25号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第26号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第27号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第28号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第29号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第30号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の選任について
- 議案第31号 在外選挙人名簿に登録する者について

2 報告事項

市長と区選挙管理委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

議案第19号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 360人 |
| | 内訳 死亡者 | 109人 |
| | 市外転出者 | 251人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年3月30日 |

(理 由)

公職選挙法第28条の規定による。(赤②)

(参 考)

抹消の基準日 令和5年3月30日

- 1 死亡者
令和5年3月1日から令和5年3月29日までに市長から通知を受けた死亡者
- 2 市外へ転出後4箇月を経過した者
令和4年11月1日から令和4年11月29日までに市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	61	48	109
転 出 者	124	127	251
誤 載 者	0	0	0
計	185	175	360

議案第20号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年3月30日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 534人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和5年3月30日 |

(理 由)

公職選挙法第22条第3項の規定による。(赤①)

(参 考)

登録の基準日 令和5年3月30日

- 1 年齢満18年以上となるもの
平成17年3月3日から平成17年4月10日までに出生した者
- 2 転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されている者
令和4年12月2日から令和4年12月30日までに市外から転入した者

投票区別選挙人名簿登録者について

(令和5年3月30日)
福岡市西区

投票区名	令和5年3月1日現在登録者数			抹消者数									移替						新規登録者数			令和5年3月30日現在登録者数			登録者数の増減		
	男	女	計	死亡			転出			計			増			替減			男	女	計	男	女	計	男	女	計
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計									
1 愛宕第一	1,428	1,615	3,043	0	1	1	3	2	5	3	3	6	0	0	0	4	3	7	5	2	7	1,426	1,611	3,037	-2	-4	-6
2 愛宕第二	1,885	2,114	3,999	1	0	1	5	5	10	6	5	11	5	4	9	3	6	9	9	6	15	1,890	2,113	4,003	5	-1	4
3 愛宕第三	1,703	1,881	3,584	1	0	1	7	7	14	8	7	15	4	6	10	6	5	11	8	8	16	1,701	1,883	3,584	-2	2	0
4 能古	236	317	553	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	237	317	554	1	0	1
5 愛宕浜	2,666	2,938	5,604	1	1	2	3	4	7	4	5	9	1	2	3	5	3	8	6	10	16	2,664	2,942	5,606	-2	4	2
6 姪浜第一	1,314	1,449	2,763	0	1	1	5	3	8	5	4	9	6	9	15	3	1	4	5	7	12	1,317	1,460	2,777	3	11	14
7 姪浜第二	2,271	2,581	4,852	2	1	3	2	3	5	4	4	8	9	14	23	8	8	16	7	11	18	2,275	2,594	4,869	4	13	17
8 姪浜第三	4,474	5,198	9,672	1	0	1	8	10	18	9	10	19	15	11	26	14	19	33	20	20	40	4,486	5,200	9,686	12	2	14
9 内浜第一	2,934	3,385	6,319	0	2	2	8	6	14	8	8	16	14	12	26	12	10	22	13	14	27	2,941	3,393	6,334	7	8	15
10 内浜第二	2,552	2,689	5,241	2	2	4	2	2	4	4	4	8	16	8	24	5	10	15	9	8	17	2,568	2,691	5,259	16	2	18
11 内浜第三	787	1,004	1,791	0	0	0	1	1	2	1	1	2	4	2	6	6	5	11	6	3	9	790	1,003	1,793	3	-1	2
12 内浜第四	2,370	2,660	5,030	2	2	4	4	3	7	6	5	11	9	10	19	12	9	21	12	13	25	2,373	2,669	5,042	3	9	12
13 福重	2,994	3,638	6,632	2	3	5	4	8	12	6	11	17	9	11	20	10	10	20	10	4	14	2,997	3,632	6,629	3	-6	-3
14 石丸第一	1,815	2,171	3,986	3	5	8	2	4	6	5	9	14	10	15	25	6	5	11	4	7	11	1,818	2,179	3,997	3	8	11
15 石丸第二	1,944	2,328	4,272	2	0	2	3	4	7	5	4	9	3	6	9	5	5	10	11	6	17	1,948	2,331	4,279	4	3	7
16 石丸第三	424	578	1,002	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	2	4	1	1	2	2	1	3	426	580	1,006	2	2	4
17 下山門	3,608	4,158	7,766	3	0	3	9	5	14	12	5	17	16	13	29	18	11	29	14	11	25	3,608	4,166	7,774	0	8	8
18 西陵	1,884	2,434	4,318	1	2	3	1	4	5	2	6	8	6	4	10	2	2	4	3	4	7	1,889	2,434	4,323	5	0	5
19 杵岐第一	3,050	3,745	6,795	7	4	11	3	4	7	10	8	18	4	5	9	9	13	22	10	10	20	3,045	3,739	6,784	-5	-6	-11
20 杵岐第二	2,912	3,430	6,342	1	2	3	2	2	4	3	4	7	4	3	7	6	7	13	7	5	12	2,914	3,427	6,341	2	-3	-1
21 杵岐南第一	2,026	2,401	4,427	4	1	5	1	1	2	5	2	7	7	7	14	3	3	6	3	3	6	2,028	2,406	4,434	2	5	7
22 杵岐南第二	864	1,033	1,897	2	0	2	1	1	2	3	1	4	4	3	7	0	2	2	2	2	4	867	1,035	1,902	3	2	5
23 杵岐南第三	1,097	1,271	2,368	1	4	5	2	3	5	3	7	10	1	2	3	1	1	2	2	3	5	1,096	1,268	2,364	-1	-3	-4
24 金武第一	1,030	1,115	2,145	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	3	4	2	0	2	3	1	4	1,031	1,119	2,150	1	4	5
25 金武第二	1,247	1,375	2,622	0	0	0	1	3	4	1	3	4	3	3	6	1	4	5	7	5	12	1,255	1,376	2,631	8	1	9
26 城の原	2,882	3,513	6,395	3	6	9	2	0	2	5	6	11	5	3	8	5	9	14	9	8	17	2,886	3,509	6,395	4	-4	0
27 杵岐東	1,191	1,692	2,883	3	0	3	0	0	0	3	0	3	3	1	4	8	8	16	3	0	3	1,186	1,685	2,871	-5	-7	-12
28 玄界島	166	166	332	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	165	166	331	-1	0	-1
29 今宿第一	2,278	2,540	4,818	1	2	3	4	1	5	5	3	8	2	3	5	2	4	6	4	12	16	2,277	2,548	4,825	-1	8	7
30 今宿第二	3,134	3,613	6,747	4	0	4	6	6	12	10	6	16	4	7	11	4	10	14	3	9	12	3,127	3,613	6,740	-7	0	-7
31 今津	1,270	1,356	2,626	1	2	3	0	1	1	1	3	4	3	4	7	4	3	7	5	3	8	1,273	1,357	2,630	3	1	4
32 周船寺第一	2,174	2,353	4,527	0	0	0	2	4	6	2	4	6	2	0	2	9	4	13	9	5	14	2,174	2,350	4,524	0	-3	-3
33 周船寺第二	2,385	2,552	4,937	5	2	7	4	9	13	9	11	20	6	8	14	8	7	15	5	4	9	2,379	2,546	4,925	-6	-6	-12
34 西都	4,055	4,151	8,206	1	1	2	4	6	10	5	7	12	9	10	19	17	16	33	14	13	27	4,056	4,151	8,207	1	0	1
35 元岡第一	3,746	3,539	7,285	0	2	2	8	5	13	8	7	15	3	3	6	18	9	27	14	16	30	3,737	3,542	7,279	-9	3	-6
36 元岡第二	1,373	1,567	2,940	2	0	2	1	0	1	3	0	3	3	3	6	3	3	6	7	5	12	1,377	1,572	2,949	4	5	9
37 宮浦	259	290	549	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	259	291	550	0	1	1
38 西浦	359	413	772	1	1	2	1	2	3	2	3	5	1	1	2	1	0	1	2	1	3	359	412	771	0	-1	-1
39 小田	246	287	533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	247	288	535	1	1	2
40 玄洋	4,208	4,683	8,891	2	1	3	15	8	23	17	9	26	9	3	12	12	11	23	16	22	38	4,204	4,688	8,892	-4	5	1
合計 (40投票所)	79,241	90,223	169,464	61	48	109	124	127	251	185	175	360	203	203	406	234	228	462	271	263	534	79,296	90,286	169,582	55	63	118

議案第 21 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 5 年 3 月 30 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第37条第 2 項及び同法施行令第24条第 1 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票管理者）

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

議案第22号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

(理 由)

公職選挙法第39条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

投 票 所 一 覧 表

投票区 番号	投票区名	投 票 所
1	愛宕第一	福岡市西区愛宕浜二丁目2番9号 ウエーブコースト管理センター
2	愛宕第二	福岡市西区愛宕4丁目11番11号 愛宕公民館
3	愛宕第三	福岡市西区愛宕二丁目19番2号 観音寺保育園
4	能古	福岡市西区能古726番地9 能古公民館
5	愛宕浜	福岡市西区愛宕浜四丁目42番1号 愛宕浜小学校講堂
6	姪浜第一	福岡市西区姪の浜二丁目20番23号 姪北小学校講堂
7	姪浜第二	福岡市西区姪の浜二丁目10番6号 姪浜小学校講堂
8	姪浜第三	福岡市西区内浜一丁目4番1号 西区役所1階ロビー
9	内浜第一	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号 内浜小学校講堂
10	内浜第二	福岡市西区小戸四丁目11番32号 内浜公民館
11	内浜第三	福岡市西区小戸一丁目35番 姪浜北住宅集会所
12	内浜第四	福岡市西区内浜一丁目5番54号 西部療育センター遊戯室
13	福重	福岡市西区福重四丁目25番1号 福重小学校講堂
14	石丸第一	福岡市西区石丸三丁目9番25号 石丸小学校講堂
15	石丸第二	福岡市西区石丸二丁目5番10号 石丸公民館
16	石丸第三	福岡市西区大町団地12番 大町団地集会所
17	下山門	福岡市西区下山門四丁目15番1号 下山門小学校講堂
18	西陵	福岡市西区上山門三丁目5番1号 西陵公民館
19	壱岐第一	福岡市西区拾六町三丁目21番1号 壱岐小学校講堂
20	壱岐第二	福岡市西区野方七丁目825番地 生の松原特別支援学校講堂
21	壱岐南第一	福岡市西区戸切三丁目20番8号 特別養護老人ホーム マナハウス
22	壱岐南第二	福岡市西区壱岐団地128番地1 壱岐団地南集会所
23	壱岐南第三	福岡市西区野方五丁目15番3号 野方団地集会所
24	金武第一	福岡市西区大字金武2136番地1 金武公民館
25	金武第二	福岡市西区室見が丘三丁目9番4号 室見が丘集会所
26	城の原	福岡市西区上山門一丁目26番12号 城原公民館
27	壱岐東	福岡市西区橋本一丁目14番2号 壱岐東公民館
28	玄界島	福岡市西区大字玄界島21番地3 玄界公民館
29	今宿第一	福岡市西区今宿東三丁目12番3号 三菱電機体育館
30	今宿第二	福岡市西区今宿青木138番地1 今宿公民館
31	今津	福岡市西区今津4808番地 今津小学校講堂
32	周船寺第一	福岡市西区周船寺一丁目22番39号 周船寺小学校講堂
33	周船寺第二	福岡市西区大字飯氏876番地1 周船寺公民館
34	西都	福岡市西区西都二丁目1番1号 西部出張所1階ロビー
35	元岡第一	福岡市西区太郎丸一丁目2番24号 元岡小学校講堂
36	元岡第二	福岡市西区泉一丁目9番24号 泉西集会所
37	宮浦	福岡市西区大字宮浦1182番地3 宮浦公民館
38	西浦	福岡市西区大字西浦1012番地1 西岡公民館
39	小田	福岡市西区大字小田1195番地2 小田公民館
40	玄洋	福岡市西区今宿三丁目38番1号 玄洋小学校講堂

議案第23号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区玄界島投票区の投票所を閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

玄界島投票区の投票所を閉じる時刻
午後6時

(理 由)

公職選挙法第40条第1項の規定による。

<参考>

- 1 投票所名 福岡市立玄界公民館
- 2 投票区の区域 大字玄界島
- 3 有権者数(令和5年3月30日現在) 331人
- 4 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

(令和4年11月20日執行 福岡市長選挙)

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
163	166	329	99	121	220	60.74	72.89	66.87

○公職選挙法(抜粋)

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

議案第24号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区拾六町一丁目13番35号
福岡市立西体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時15分から

(理 由)

公職選挙法第63条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票所の設置）

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

議案第25号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月6日 午後6時から

(理 由)

公職選挙法第62条第6項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第六十二条 1～5 略

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7～10 略

議案第26号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(理 由)

公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第六十二条

1 略

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）。 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）。 当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等

3 略

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5～10 略

議案第27号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票管理者）

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

議案第28号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票管理者）

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

議案第29号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥じよくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2～4 略

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

(抜粋)

第三十八条第一項	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第30号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第38条第1項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票立会人）

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第31号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年3月30日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和5年3月30日 |

(理 由)

公職選挙法第30条の6第1項の規定による。(青③)